



大正四年七月二十一日

内閣總理大臣伯爵 大隈重信
内務大臣子爵 大隈重信

勅令第百三十五號

臺灣總督府蕃務警視ハ五年以上蕃務警
察ニ従事シ現ニ判任官三級俸以上ノ職
ニ立ル者ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ
銓衡ヲ經テ特ニ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年勅令第百九十五號ハ之ヲ

廢止ス

明治四十四年勅令第百九十五號第一條

規定ニ依リ任用セラレタル臺灣總督府警視ニシテ現ニ其ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り特ニ臺灣總督府蕃務警視ニ任用スルコトヲ得